
平成27年 第1回 3月 (定例) 中 間 市 議 会 会 議 録 (第4日)

平成27年 3月25日 (水曜日)

議事日程 (第4号)

平成27年 3月25日 午前10時00分開議

- 日程第 1 第19号議案 平成27年度中間市一般会計予算
- 日程第 2 第20号議案 平成27年度中間市特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第 3 第21号議案 平成27年度中間市住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第 4 第22号議案 平成27年度中間市地域下水道事業特別会計予算
- 日程第 5 第23号議案 平成27年度中間市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 6 第24号議案 平成27年度中間市公共用地先行取得特別会計予算
- 日程第 7 第25号議案 平成27年度中間市介護保険事業特別会計予算
- 日程第 8 第26号議案 平成27年度中間市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 9 第27号議案 平成27年度中間市水道事業会計予算
- 日程第10 第28号議案 平成27年度中間市病院事業会計予算
- (日程第1～日程第10 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 意見書案 ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書
第 1 号 見書
- 日程第12 意見書案 ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める
第 2 号 意見書
- (日程第11～日程第12 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第13 意見書案 辺野古新基地建設の中止を求める意見書
第 3 号
- (日程第13 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第14 意見書案 生産者米価暴落に対する緊急対策を求める意見書
第 4 号
- (日程第14 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第15 意見書案 集団的自衛権に対する閣議決定を撤回し、閣議決定にもと
第 5 号 づく法整備等を行わないことを求める意見書
- (日程第15 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第16 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（19名）

1 番	堀田 英雄君	2 番	植本 種實君
3 番	田口 善大君	4 番	小林 信一君
5 番	宮下 寛君	6 番	青木 孝子君
7 番	田口 澄雄君	8 番	掛田るみ子君
9 番	草場 満彦君	10 番	中尾 淳子君
11 番	山本 慎悟君	12 番	佐々木晴一君
13 番	安田 明美君	14 番	中野 勝寛君
15 番	原田 隆博君	16 番	下川 俊秀君
17 番	井上 太一君	18 番	片岡 誠二君
19 番	米満 一彦君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	松下 俊男君	副市長	………	行徳 幸弘君
教育長	………	増田 俊明君	総務部長	………	白尾 啓介君
総合政策部長	………	柴田精一郎君	市民部長	………	高橋 洋君
保健福祉部長	………	白橋 宏君	建設産業部長	………	後藤 哲治君
教育部長	………	松尾 壮吾君			
環境上下水道部長	………				永野 博之君
市立病院事務長	………	芳野 文昭君	消防長	………	須本 弘幸君
総務課長	………	園田 孝君	財政課長	………	田代 謙介君
安全安心まちづくり課長	………				村上 智裕君
企画政策課長	………	藤崎 幹彦君			
人権男女共同参画課長	………				蛙田 由美君
健康増進課長	………	岩河内弘子君	介護保険課長	………	小南 敏夫君
産業振興課長	………	古賀 敬英君	上水道課長	………	久野 裕彦君
下水道課長	………	濱田 孝弘君	市立病院課長	………	末廣 勝彦君

事務局出席職員職氏名

事務局長 西村 拓生君
書 記 船元 幸徳君

書 記 岡 和訓君
書 記 熊谷 浩二君

午前 9 時 58 分開議

○議長（堀田 英雄君）

おはようございます。

会議に入ります前に、市長から報告したい旨の申し出がありますので、これを受けたいと思います。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

平成 26 年度の特別交付税が 3 月 20 日の日に決定されましたので、ご報告申し上げます。

本年度におきます特別交付税の額は 8 億 1,710 万円で、昨年度と比較いたしますと 1,100 万円、率にいたしまして 1.3% の減額となっております。

これは、本年度の国における地方交付税原資が 1.0% の減額となっていることに加えて、8 月の豪雨、御嶽山噴火災害、長野県北部地震、台風第 8 号及び第 19 号といった災害の被災団体に係る財政需要が多額であったことが要因でございます。

しかしながら、幸いにいたしまして大きな災害が生じなかった本市におきまして、予算額を 7,180 万円上回る特別交付税の額となったことは、子育て支援と教育環境の整備、また世界遺産を活用した観光振興による地域の活性化、快適な暮らしを支える住環境の整備といった地方創生に向けた施策に積極的に取り組む本市といたしましては、非常に心強いものとなっております。

これも議会の皆様方のご協力とご支援のたまものと感謝いたしております。

今後も引き続きまして効率的な財政運営を推進していくことを申し上げまして、特別交付税のご報告とさせていただきます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいままでの出席議員は 19 名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は、省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 1. 第 19 号議案

日程第 2. 第 20 号議案

日程第 3. 第 21 号議案

日程第 4. 第 22 号議案

日程第 5. 第 23 号議案

日程第 6. 第 24 号議案

日程第 7. 第 25 号議案

日程第 8. 第 26 号議案

日程第 9. 第27号議案

日程第10. 第28号議案

○議長（堀田 英雄君）

これより日程第1、第19号議案から日程第10、第28号議案までの平成27年度各会計予算10件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。まず、下川俊秀総合政策委員長。

○総合政策委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第19号議案のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分、並びに第24号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、第19号議案平成27年度中間市一般会計予算について、その概要を申し上げます。

一般会計全体の予算総額は、前年度と比較して0.8%増額の、歳入歳出それぞれ173億5,510万円で、平成22年度から6年連続の増額予算となっております。

歳入の主なものといたしましては、平成26年4月からの消費税率引き上げの影響の通年化により、地方消費税交付金は前年度と比べ2億3,250万円増額の6億8,250万円が見込まれている一方で、地方交付税及び臨時財政対策債は合わせて2億4,950万円減額の58億7,960万円となっております。

国・県支出金といたしましては、市庁舎耐震工事、空き家再生事業、観光振興事業に係る社会資本整備総合交付金が2,680万円、社会保障・税番号制度システム整備に係る国庫補助金が4,860万円、地域少子化対策に係る県補助金が1,000万円、世界遺産登録推進に係る県補助金が1,300万円、それぞれ計上されております。

また市債としては、小中学校空調設備整備事業のための財源として教育債を3億3,310万円、観光振興事業のため商工債を1,590万円、それぞれ借り入れることとなっております。

次に、歳出の主なものは、まず総務費において不祥事再発防止策の一環として職員研修やカウンセリングを行う経費に340万円、防災拠点でもある市庁舎本館の耐震補強工事の実施設計に1,100万円、本年度設立予定の中間北・底井野小学校校区まちづくり協議会の拠点整備及び運営支援に1,560万円が計上されております。

また、老朽化の進む公共施設の管理計画策定に420万円、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行う地域少子化対策事業に1,000万円、社会保障・税番号制度システム整備費に3,780万円が計上されております。

さらに、10月から運行開始予定の中間南校区コミュニティバスに540万円、中古住宅の購入・リフォームや引っ越し費用に対する補助に770万円が計上されております。

教育費においては、小中学校の各教室にエアコンを設置するための経費として3億

3,310万円、現在小学3年生まで実施している35人学級を小学4年生まで拡大することに伴い、教員を配置するための経費として1,560万円がそれぞれ計上されております。

討論において委員から「人事評価制度、学校給食の民間委託、社会保障・税番号制度、公共施設の民間委託等に反対であること、また、国が指定したような内容で実施するひもつきの補助事業に頼り過ぎるのではなく、市独自の予算を市独自の発想で使うような予算の組み方とすべきであるため反対する」との意見がありました。

次に、第24号議案平成27年度中間市公共用地先行取得特別会計予算について、その概要を申し上げます。

歳入として、一般会計からの繰入金660万円及び市債10万円が、歳出として償還金660万円及び公有財産購入費10万円がそれぞれ計上されており、予算の総額は歳入歳出それぞれ679万円となっております。

このことにより、平成17年度に借り入れた地方債5,000万円の償還が、平成27年度末で完了する見込みとなっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第19号議案は賛成多数で、第24号議案は全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

次に、安田明美市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（安田 明美君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第19号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分並びに第20号議案、第21号議案、第25号議案、第26号議案、第28号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第19号議案平成27年度中間市一般会計予算について申し上げます。

まず、市民部の歳出の主なものといたしまして、総務費のうち、諸費として納め過ぎの過年度分市税を還付する市税過年度還付金1,800万円、賦課徴収費として固定資産税課税システム修正委託料260万円、状況類似地区見直し業務委託料200万円、戸籍住民基本台帳費として戸籍記載システムデータ入力委託料740万円が計上されております。

次に、市民部の歳入の主なものにつきまして、歳入予算の根幹であります市税収入が、昨年度予算と比較いたしまして750万円減額の39億110万円となっております。

その主な内訳といたしましては、前年度に比べ市民税3,560万円が減額に、固定資産税1,680万円、軽自動車税790万円、都市計画税290万円などが増額となっております。

次に、保健福祉部の歳出の主なものといたしましては、社会福祉費では、社会福祉総務費として、臨時福祉給付金7,070万円、新規事業として、生活困窮者自立支援法に基づき自立支援、家計相談、就労準備支援などを実施する市民生活相談センターを設立、運営する経費として2,100万円、障害者福祉費として、障害者自立支援医療費及び生活介護サービス介護給付費、就労継続支援B型訓練等給付費などの扶助費9億130万円、老人福祉費として、後期高齢者医療療養給付費負担金6億4,410万円、乳幼児・児童医療費として、入院について中学校3年生まで拡大している公費負担事業に1億1,720万円、重度障害者医療費として1億4,500万円、ひとり親家庭医療費として4,620万円が計上されております。

次に、児童福祉費では、児童福祉総務費として、学童保育委託料2,690万円、延長保育事業費補助金2,860万円、児童措置費として児童手当等の扶助費16億1,820万円が計上されております。

次に、生活保護費では、扶助費として24億7,260万円が計上されており、その主なものは、医療扶助費として14億3,980万円、生活扶助費7億3,910万円、住宅扶助費2億1,390万円となっております。

次に、保健福祉部の歳入の主なものといたしましては、国庫負担金31億2,380万円、国庫補助金1億7,700万円、県負担金7億3,200万円、県補助金1億8,240万円となっております。

討論において、委員から、「生活扶助費の基準額が引き下げられているが、生活保護受給者だけに影響するのではなく、住民税の非課税範囲が変わることで、介護保険料や保育料、最低賃金にも影響を及ぼすことなどから反対する」という意見がございました。

次に、第20号議案平成27年度中間市特別会計国民健康保険事業予算につきまして申し上げます。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費として40億5,170万円、後期高齢者支援金等として6億8,390万円、介護納付金として2億7,120万円、共同事業拠出金として15億6,680万円、保健事業費として3,640万円、これらに伴う事務費を総務費として9,740万円が計上されております。

次に、歳入につきましては、国民健康保険税として9億5,370万円が計上されております。

この内訳といたしましては、医療給付費分が6億6,230万円、介護納付金分が4,590万円、後期高齢者支援金分が2億4,550万円となっております。

また、国庫支出金として14億8,290万円、療養給付費交付金として3億1,800万円、前期高齢者交付金として16億9,840万円、県支出金として3億1,200万円、共同事業交付金として14億3,450万円、繰入金として4億1,110万円、諸収入として1億890万円が計上されております。

以上により、予算の総額は、歳入歳出それぞれ67億2,057万円となっております。

討論において、委員から「国保税について、これまでも非常に高いと市民の皆様の声が大いの中で、今回7,000万円弱引き上げられており、年金が減り、消費税、物価が上がる中で生活を苦しめていく。滞納世帯も多く、資格証明書や短期保険証が出されている状況から、ますます受診抑制によって、市民の皆様の命と健康が脅かされるのではないかと危惧されるので、反対する」という意見がございました。

次に、第21号議案平成27年度中間市住宅新築資金等特別会計予算につきまして申し上げます。

歳出につきましては、住宅新築資金等貸付金の回収に要する経費として、臨時職員賃金170万円、弁護士委託料30万円などが計上されております。

次に、歳入につきましては、住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金として220万円、貸付金の元利収入として110万円が計上されております。

以上により、予算の総額は、歳入歳出それぞれ344万円となっております。

次に、第25号議案平成27年度中間市介護保険事業特別会計予算について申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳出の主なものとしましては、介護サービス利用に伴う保険給付費として44億6,670万円、高齢者の地域での生活を総合的に支援する地域支援事業費として1億570万円、総務費として1億3,000万円が計上されております。

また、歳入の主なものとしましては、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料として9億7,810万円、保険給付費等の歳出に対する国庫支出金として10億5,810万円、支払基金交付金として12億5,860万円、県支出金として6億6,940万円、繰入金として7億3,060万円が計上されております。

以上により、保険事業勘定においては、歳入歳出それぞれ47億342万円が計上されております。

次に、サービス事業勘定の歳出の主なものとしましては、職員人件費、嘱託職員人件費及び予防給付ケアプラン作成委託料等を含む居宅介護支援事業費として4,350万円が計上されております。

また、歳入の主なものとしましては、予防給付費収入として4,350万円が計上されております。

以上により、サービス事業勘定においては、歳入歳出それぞれ4,350万円となっております。

討論において、委員から「介護保険料基準額を、月額で981円、年額で1万1,772円、全体で2億240万8,000円の引き上げとなっていること。また、介護報酬の引き下げや、特別養護老人ホームの入所基準が厳しくなるなど、事業所にとっても利用者にとっても窮屈な介護保険制度になっていることなどから反対する」との意見がございました。

次に、第26号議案平成27年度中間市後期高齢者医療特別会計予算につきまして申し上げます。

歳出の主なものとしましては、一般管理費として250万円、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金として7億5,140万円、保険料の還付加算金及び過年度還付金として50万円が計上されております。

次に、歳入の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料として5億7,520万円、一般会計繰入金として1億7,900万円が計上されております。

以上により、予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億5,484万円となっております。

討論において、委員から「2013年度で13件の短期証が発行されているということだが、本当に生活が苦しい中で短期証の発行はやめるべき」という意見がございました。

次に、第28号議案平成27年度中間市病院事業会計予算につきまして申し上げます。

まず、収益的収入及び支出についてですが、収入については、病院事業収益として21億7,249万円、このうち医業収益として20億1,094万円が計上されております。

この収益の内訳といたしましては、入院収益7億9,334万円、外来収益11億1,321万円等となっております。

また、医業外収益として1億6,153万円が計上され、主なものとしましては、他会計補助金5,835万円、長期前受金戻入6,098万円等となっています。

また、支出について、病院事業費用として21億7,137万円が計上され、主なものとしまして、医業費用において給与費10億8,484万円、薬品等材料費6億5,608万円が、医業外費用において、支払利息1,745万円、特別損失において700万円が計上されております。

次に、資本的収入及び支出についてですが、収入については、資本的収入として1億21万円が計上され、主な内訳は、固定資産整備企業債5,000万円、他会計負担金5,021万円となっております。

また、支出については、資本的支出として1億3,696万円が計上されており、その主なものとしまして、器械備品等購入費5,250万円、企業債償還金8,446万円となっております。

なお、資本的支出に対する収入不足額3,675万円につきましては、損益勘定留保資金で全額を補填するとのことです。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第21号議案、第28号議案は全員賛成で、第19号議案、第20号議案、第25号議案、第26号議案は賛成多数で、原案どおり可決すべきであると決した次第でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

最後に、佐々木晴一産業消防委員長。

○産業消防委員長（佐々木晴一君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております、第19号議案のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分、並びに第22号議案、第23号議案及び第27号議案の新年度予算4件につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、第19号議案平成27年度中間市一般会計予算につきまして申し上げます。

初めに、歳入の主なものは、御座ノ瀬・中ノ谷線バイパス事業などに伴う社会資本整備総合交付金として1億6,250万円、市営住宅590戸分の住宅使用料として8,410万円、市有地公売による土地売却収入として8,350万円が計上されております。

次に、歳出の主なものは、総務費では、交通安全施設整備工事費として1,000万円が計上されております。

衛生費では、火葬施設、し尿処理施設、じんかい処理施設などの広域組合負担金として6億8,180万円、資源回収団体奨励金として1,000万円が計上されております。

労働費では、中間商工会議所の中小企業経営改善指導事業補助金として100万円、また、失業者や離職者の雇用確保を図るため中間市独自の緊急雇用対策事業として360万円が計上されております。

農林水産業費では、農村環境整備事業による中底井野寺田水路改良工事及び下大隈農業用ポンプ設置工事費として1,460万円が計上されております。

商工費では、筑前中間まつり補助金として1,250万円が計上されております。また、中小企業融資制度による市内取扱金融機関への預託金として3,000万円が計上されております。

土木費では、社会資本整備総合交付金を活用した道路新設改良事業費などに2億6,220万円、仮屋大膳橋線街路事業の地元負担金等として2,250万円、中鶴地区の公営住宅の建てかえについて、民間資本による事業実施の可能性を調査するための公営住宅等PFI事業可能性調査業務委託料として450万円が計上されております。

消防費では、扇ヶ浦四丁目地内に耐震性貯水槽を整備する費用として900万円、消防団第5分団格納庫改修工事費として240万円が計上されております。

討論において、委員から、「御座ノ瀬・中ノ谷線バイパス事業に約1億2,000万円の予算が計上されているが、中小企業では一向に景気が上向かない中で、中間市を本当に住みやすい街にするためには、社会保障や医療や福祉の予算を手厚くするべきである」との意見がありました。

次に、第22号議案平成27年度中間市地域下水道事業特別会計予算につきまして申し上げます。

歳入の主なものは、下水道利用者からの使用料として6,260万円、大型店舗などが

公共下水道へつなぎかえたことで使用水量が減少したことにより、一般会計からの繰入金2,690万円が計上されております。

歳出の主なものは、曙下水処理場及び中鶴下水処理場の維持管理委託料として5,590万円、両下水処理場の修繕及び光熱水費として2,240万円が計上されております。

以上により、予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,950万円となっております。

次に、第23号議案平成27年度中間市公共下水道事業特別会計予算につきまして申し上げます。

歳入の主なものは、公共下水道使用料として3億9,200万円、下水道受益者負担金5,560万円、一般会計からの繰入金6億4,780万円、国庫補助金3億7,400万円、市債8億1,320万円が計上されております。

歳出の主なものは、受益者負担金一括納付の報償費として890万円、流域下水道処理負担金3億510万円、長津一丁目地区ほか22地区の管渠築造工事費として8億500万円、土手ノ内幹線ほか6地区の実施設計業務委託料として1億5,000万円、ガス管及び水道管移設補償費として1億3,400万円、また下水道事業債に係わる元金及び利子償還金として7億3,930万円が計上されております。

以上により、予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億9,295万円となっております。

なお、26年度末における公共下水道普及率は約71%で、地域下水道を含めると81%になる見込みとなっております。

最後に、第27号議案平成27年度中間市水道事業会計予算につきまして申し上げます。

平成27年度の給水戸数は中間市と遠賀町を合わせて2万7,554戸を予定し、年間総配水量は649万立方メートル、年間有収水量は580万立方メートルと見込まれております。

水道事業収益では、11億880万円が計上され、その主なものは、給水収益として9億4,660万円が計上されております。

また、営業外収益として下水道工事に伴う配水管移設工事6件の補償費3,780万円、下水道使用料徴収事務受託費として2,870万円が計上されております。

水道事業費用では10億8,290万円が計上され、営業費用の主なものは、人件費、浄水用薬品費、減価償却費などに9億3,160万円が計上されております。また、営業外費用では、企業債及び借入金利子や下水道工事に伴う配水管移設工事費として1億4,870万円が計上されております。その結果、平成27年度は消費税を含め2,590万円の純利益が見込まれております。

次に、資本的収支では、資本的収入1億4,020万円に対し、資本的支出6億3,090万円が計上され、収入不足額4億9,070万円は、当年度分損益勘定留保資金等により、全額補填が予定されております。

また、建設改良事業では4億1,740万円が計上されており、中間地区と遠賀地区を

合わせて24件の配水管布設替工事が予定されております。

討論において、委員から、「水道事業において民間委託が続けられているが、同じ仕事で働く人たちに正規職員と非正規職員で区別するような状況をつくるべきではないという立場から反対します」との意見がありました。

以上の審査の後、それぞれ採決しました結果、第19号議案、第27号議案は賛成多数で、第22号議案、第23号議案は全員賛成で、原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対して質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

第19号議案平成27年度中間市一般会計予算並びに第27号議案平成27年度中間市水道事業会計予算に反対意見を申し述べます。

まず、人事評価制度の問題です。当初の管理職から係長職まで、その範囲を広げていきました。いよいよこれを全職員まで適用することです。市民と向き合う公務労働において、このような職員間の対立をあおるような制度の拡大は、やめるべきだと思います。

同じ予算を使うなら、職員個々人の質の向上と、それに対するみずからの向上心を支援するような制度に変えるべきだと思います。

先行した自治体・民間・他の政府機関からもまともに評価されない制度は、中止することを求めます。

次に、学校給食は、中学校まで実施されるようになりました。このことは評価できますが、親子方式のため親校である小学校から中学校へ送り出す仕組みです。

災害等の発生地域では自校方式の学校給食の活用が目立っています。また、より安全でより温かい給食の実施のためにも、また将来の給食を考えたときにも、これは元来の直営方式に戻し、中学校も自校方式で実施すべきだと思います。

次に、社会保障・税番号システムの整備が進められています。

しかし、これは社会保障の推進のためというより、むしろ社会保障給付削減と個々人の徴税の強化がその最たる目的です。即刻、中止することを求めます。

各種公共施設の指定管理者への委託が進み、今、実行中です。公的業務の専門性が希薄となり継続性が失われます。また、5年ごとの契約見直しですので、勤務する労働者の身分保障もなく、より安い方向に流れていく可能性もあります。これでは、公務労働の質の

確保も、発展も望めません。もとの直営を求めます。

今回のこの予算案は、「地方創生」の名のもとに進められているという特徴がありますが、最も大きな地方交付税は大幅に削減をされ、消費税の増税による地方消費税交付金の増額を超えて減額をされています。

そのかわりに目立つのが、自治体が国の認めた事業に積極的に乗り出せば、支援しようという制度設計です。そのため、全般的には商品券の多発が目立ちます。この商品券は確かに、中間市地域内での限定という経済効果と、プレミアム部分の購買量の増加という成果は、一定見込まれるのが事実ですが、どちらかといえば、今までの購買力の範囲内での商品券への置きかえというのが主ではないでしょうか。

また、公金を使つての不公正感も否めません。それならば、むしろ他市町村で実施をしている住宅リフォームのような制度設計のほうが地域内経済効果は大きいと思います。

国は社会保障のためと言いながら、消費税を5%から8%へと増税しましたが、8.2兆円も増税しながら、来年度予算案を見ても、そのことへの財政的配慮が見えません。国に対して、社会保障の実施現場である市町村へのより大きな財政的措置を求めます。

次に、生活保護費では、生活扶助費の基準額が3年間にわたり引き下げられ、冬季加算や住宅扶助費も削減されます。生活保護費の引き下げは、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を国民に保障している憲法25条に反するもので、認められません。

しかも、生活保護基準の引き下げは、労働者の最低賃金、また、住民税の非課税の範囲が変わるため、保育料、介護保険料の負担増になり、生活保護受給者にとどまらず、子育て世代や高齢者を初め、全世代に大きな影響を及ぼします。

次に、障害者自立支援法によって、利用者負担が課せられるようになりましたが、親子ひろばリンクを利用している障がい児の負担はやめるべきです。

人権男女共同参画課の職員体制は、正規職員6人、再任用2人、嘱託職員1人、非常勤職員2名です。

住宅資金償還業務の成果は評価をいたしますが、業務内容を精査し、職員数を見直すべきです。

市民生活相談センター委託料1,998万1,000円計上されています。各所管に相談窓口があり、十分な連携が不可欠です。

厚労省の放課後児童クラブ関連平成27年度予算では、学童保育所で障がい児の受け入れを行う場合、障がい児数にかかわらず職員を1名加配してきましたが、障がい児5人以上受け入れる場合については、さらに1名加配するための必要な経費の補助を行うことになりました。

国の補助金を活用し、障がい児を受け入れている学童保育所に指導員を加配するよう求めるものです。

水道事業における、休祭日並びに夜間作業の民間委託は、人件費の削減のために行われ

ているもので、より安い賃金で雇用できるということから、労働者の間に差別を持ち込むものです。

全国で、非正規労働者が2,000万人を超え、そのうち年間の収入が200万円を切るというワーキングプアと言われる人々が1,000万人を超えています。このことが国内の購買力を低下させ、日本の景気を深刻なものにしています。

公的機関である自治体が、今日の状況をつくり出している実態を助長するような施策をとるべきではありません。

次に、8款2項の道路橋梁費に、御座ノ瀬・中ノ谷線バイパス事業に要する経費として、約1億2,000万円の予算が計上されています。社会資本整備総合交付金より60%の補助、残額は「地方債」ということですが、全国的に地方から大都市に若者が集中し、人口減が社会問題となっています。

中間市だけが、その問題に取り組んでいるのではなく、どこの地方自治体でも必死になって取り組んでいるところです。ましてや、増税不況の深刻化のもとで、数千万円もかかる土地つきの新築家屋という状況ではないのではないのでしょうか。

次に、医療や福祉等の制度を充実をさせ、誰もが住みやすい街づくりをすることこそが、人口流出を防ぎ、またそのことが他の自治体から中間市への移住者も増加させていくことにつながると思います。

開発によって人を呼ぶというより、行政区域の内部を充実させていくことが大切ではないのでしょうか。

以上のことにより、二つの来年度予算案には反対をいたします。以上であります。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

平成27年度特別会計国民健康保険事業予算、介護保険事業特別会計予算、後期高齢者医療特別会計予算について、日本共産党議員団を代表いたしまして、反対討論いたします。

国民健康保険事業予算では、国民健康保険の赤字解消を理由に、約7,000万円引き上げられました。2013年度では、保険税を払えない滞納世帯に、加入世帯1,685のうち、資格証明書120、短期保険証319を交付しています。保険税を上げると、ますます滞納世帯がふえ、受診抑制が広がり、市民の命と健康が脅かされます。

高すぎる国保税の第1の要因は、国の予算削減です。市町村国保の総収入に占める国庫支出金の割合は、1980年度の57.5%から2012年度には22.8%まで下がっています。

第2の要因は、加入者の貧困化です。国保加入世帯の平均所得は、1984年度は179万円、1990年度には240万円まで上がりましたが、深刻な不況の中で、非正規労働者や失業者がふえ、さらに年金生活者の増加で2012年度は141万円に落ち込

んでいます。

これに対し、国保1人当たりの保険税は、1984年の3.9万円から2012年度は9.1万円まで引き上がりました。

年金生活者や非正規労働者など低所得者が多く加入し、国保税に事業主負担もない国保は、「相当額の国庫負担」なしには維持できないのは当然のことです。政府に対し、国庫負担の増額を要求するよう求めるものです。

介護保険事業特別会計予算では、保険料は当初予算額で昨年比2億240万8,000円増となっています。これは保険料基準額で月額981円、年額1万1,772円の引き上げによるものです。

特に、全員が市民税非課税世帯で、合計所得額と課税年金収入額が50万円から120万円以下の2段階では、月額1,216円、年額1万4,587円の負担増で、所得が低いにもかかわらず、大幅な値上げです。年金の引き下げや消費税増税、食品や電気料金の値上げで、生活が苦しい中での介護保険料の引き上げは、到底認められるものではありません。

また、要支援者の訪問介護や通所介護を介護保険の保険給付から外し、市町村が実施する地域支援事業に移す整備が進められ、中間市は来年度2016年度から開始する計画です。

社会保障推進協議会などの調査では、約3分の1の自治体が、地域支援事業の整備はできないと回答しています。

地域支援事業は、予算の枠がかかっていますから、自治体はその枠内に施設やサービスの整備を抑えるとか、介護の専門スタッフをボランティアや無資格者に置きかえ、人件費を削減するなどの対応が余儀なくされ、サービスの低下や抑制を招くものです。

特別養護老人ホームは、新規の入所者が原則要介護3以上に限定されます。また、介護事業所に支払われる介護報酬は6%で、報酬全体の引き下げ幅2.27%の倍以上、訪問介護5%、通所介護20%も引き下げられ、事業所の閉鎖や撤退という事態にもつながりかねません。

後期高齢者医療特別会計では、保険料は介護保険料と合わせて年金天引きされます。年金が月額1万5,000円未満の人は窓口納付となり、保険料を滞納したら、保険証を取り上げられます。2013年度では、滞納者347人のうち13人に短期保険証を交付しています。もとの老人保健制度では、医療を奪われたら直ちに命にかかわることから、保険証の取り上げは禁止されていました。75歳以上の人だけ、どんな低所得でも被扶養家族から切り離す差別的な医療制度は廃止し、もとの老人医療制度に戻すべきです。

以上、反対討論を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（堀田 英雄君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第１９号議案から第２８号議案までの平成２７年度各会計予算１０件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、第１９号議案平成２７年度中間市一般予算を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、第１９号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第２０号議案平成２７年度中間市特別会計国民健康保険事業予算を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、第２０号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第２１号議案平成２７年度中間市住宅新築資金等特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第２１号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第２２号議案平成２７年度中間市地域下水道事業特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第２２号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第２３号議案平成２７年度中間市公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第２３号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第２４号議案平成２７年度中間市公共用地先行取得特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第２４号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第２５号議案平成２７年度中間市介護保険事業特別会計予算を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(堀田 英雄君)

起立多数であります。よって、第２５号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第２６号議案平成２７年度中間市後期高齢者医療特別会計予算を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(堀田 英雄君)

起立多数であります。よって、第２６号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第２７号議案平成２７年度中間市水道事業会計予算を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(堀田 英雄君)

起立多数であります。よって、第２７号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第２８号議案平成２７年度中間市病院事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第28号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第11. 意見書案第1号

日程第12. 意見書案第2号

○議長(堀田 英雄君)

次に、日程第11、意見書案第1号及び日程第12、意見書案第2号の意見書案2件を一括して議題とし、提案理由の説明を求めます。掛田るみ子さん。

○議員(8番 掛田るみ子君)

初めに、ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書案の趣旨説明を行います。ドクターヘリは、現在全国で36都道府県に44機が導入されており、現場で医師の医療行為が可能であること、搬送時間の短縮がなされることから、救命率の向上や後遺症の軽減に大きな成果を上げています。

これからの救急医療体制において必要不可欠であるドクターヘリ事業を将来に渡って継続していくため、1、医療提供体制推進事業補助金の基準が事業運営の実態に即したものとなっているかを検証し、算定方法及び基準額の改善を図るとともに、財源の確保に努めること、2、ドクターヘリの安全・安定的な事業継続のために、操縦士を初めとするドクターヘリ運航従事者の育成確保に対して必要な支援を行うこと、以上2項目を国に求めるものです。

続きまして、ヘイトスピーチ対策について、法整備を含む強化策を求める意見書案の趣旨説明を行います。

近年、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチの広がりにより社会的懸念が高まっています。ヘイトスピーチは社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為として法整備されている国もありますが、日本は表現の自由の保障から、国際的に規制の緩やかな地域となっています。

そこで、日本に対するヘイトスピーチへの適切な対処措置を求める国際連合の勧告、また特定の民族や国籍の外国人への発言に関係する事件について、違法性を認めた最高裁判所の判決など重く受け止め、国際社会におけるわが国の信頼を失うことがないように、ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策の検討と実施を国に求めるものです。

以上、議員の皆様のご賛同を願い申し上げまして、意見書案2件についての趣旨説明を終わります。

○議長(堀田 英雄君)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案2件については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

討論なしと認めます。これより、意見書案2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず意見書案第1号ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書を、起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(堀田 英雄君)

全員起立であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第2号ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書を、起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(堀田 英雄君)

全員起立であります。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第13. 意見書案第3号

○議長(堀田 英雄君)

次に、日程第13、意見書案第3号辺野古新基地建設の中止を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。宮下寛君。

○議員(5番 宮下 寛君)

日本共産党の宮下寛です。

辺野古新基地建設の中止を求める意見書についての、趣旨説明を行います。

昨年1月の名護市長選挙、9月の名護市議会議員選挙、辺野古における新基地建設を許すのか、阻止するのかが最大の争点として行われました11月の沖縄県知事選挙、そして同日行われました県議補欠選挙名護市区においても、また12月14日に行われた衆議院

選挙においても、沖縄選挙区の4選挙区全ての選挙区で、辺野古への新基地建設に反対する候補者が勝利をいたしました。このことは、沖縄県民の総意がゆるぎないものであることを示したのではないのでしょうか。

同時に、国土面積のわずか0.6%の沖縄県に、日本全土の米軍専用施設の74%が押しつけられ、米軍基地があるゆえの事件、事故に苦しめられてきた沖縄県民は、政府が進める普天間基地の県内移設に怒りを持って強く反対していることを示していると言えます。

沖縄県議会の2月定例議会が19日に開会され、米軍普天間基地にかわる名護市辺野古の新基地建設に反対することを県政運営の柱にする旨の新知事の所信表明が行われたところです。

新知事に会うことを拒否し、沖縄県民の声を聞こうともせず、政府による辺野古への基地建設強行は沖縄県民の意思、並びに憲法94条、95条で保障された地方自治を踏みにじる行為であり、憲法違反であることは明らかであります。

こうした政府の行為は、地方自治の形骸化につながる全国的な問題であり、到底認められるものではありません。よって、中間市議会は、地方自治をないがしろにする普天間代替施設である辺野古への新基地建設の中止を求めるものであります。

以上、地方自治第99条の規定に基づき、意見書を提出するわけです。どうか、議員諸氏のご賛同をお願いしまして、趣旨説明を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

ただいま議案となっております意見書案第3号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○議長（堀田 英雄君）

植本議員。

○議員（2番 植本 種實君）

わたしは、中間クラブの植本種實でございます。

辺野古への軍事基地移設に反対します。我々日本国民は、軍事基地をつくることよりもなくしていくことによって、世界平和を目指すべきです。辺野古に軍事基地を移設するのは、時代の流れに逆行しています。

また、日本の平和と安全は日本国民全員で担うべきです。沖縄にその負担と犠牲を強いてはなりません。

沖縄の自然は大切です。沖縄の美しい海には貴重な珊瑚やジュゴン、色とりどりの魚が生存しています。基地をつくると鉄筋コンクリートとヘドロの海となり、それらの生物は死に絶えてしまいます。私たちは美しい海、多種多様な生き物と共存、共栄、共生していくべきだと思います。

以上、賛成討論といたします。ありがとうございました。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

これにて討論を終結いたします。

これより、意見書案第3号辺野古新基地建設の中止を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。本案について議長は否決と裁決いたします。

日程第14. 意見書案第4号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第14、意見書案第4号生産者米価暴落に対する緊急対策を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

生産者米価暴落に対する緊急対策を求める意見書案の提案説明をいたします。

稲作農家が他産業並みの労賃を得て米づくりをするには、農水省の調査によりますと、平均で玄米60キロ1万6,000円が必要です。

しかし、生産者が受け取る米価の目安となる農協の概算金は全国的に60キロ1万円を割り込み、東北主要銘柄が8,000円代、その他は7,000円代まで下落し、昨年度より3,000円下回り、コストの半値以下です。

こうした中で多くの農家から、「これでは農機具代も肥料代も出ない」「この価格ではみんな農業をやめてしまう」といった不安や怒りの声が上がっています。

昨年から経営所得安定対策が半減され、米価変動補填交付金も事実上廃止されたもとで、今でさえ生産費を大幅に下回っている米価がさらに暴落するなら、再生産が根底からおびやかされるものになります。とりわけ、担い手層の経営への打撃ははかり知れないものが

あります。

どこの国でも、農産物の価格支持と所得補償制度があります。米国でも米や麦などの主要作物の生産費を確保する価格保障や所得補償をしており、価格暴落の時には３段階で保障するようになっています。その一つは、生産が続けられる最低水準の融資資格までの支払い、２つ目は、面積当たりの一定額の固定支払い、３つ目は、それでも生産費の水準の目標価格に達しないときは、その差額分の不足を払います。再生産できる農産物価格でこそ経営が続けられます。

米は国民の主食であるとともに、全国各地で生産され農業の柱になってきました。しかも、生産者は百数十万人もいますから、需給調整や価格安定を市場任せにできません。備蓄対策も含め、生産と供給の安定に国が責任を持つべきです。

また、農業生産は安全な食料の生産・供給とともに、地域経済と集落の維持や、国土・環境の保全など、経済効率だけでははかり知れない大事な役割を担っています。

よって、政府が生産者米価暴落に対する緊急対策をとるよう、強く要望するものです。

以上、提案説明を終わります。皆様のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第４号については委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。討論はありませんか。草場満彦君。

○議員（９番 草場 満彦君）

一言、言葉を添えて賛成とさせていただきます。

昨年１１月に、農水省は米価下落を受けた農家の支援策を実施すると発表いたしました。日本政策金融公庫によるセーフティネット貸付の手続きの簡略化や、実質無利子化等々、半減にはなりましたが、交付金も前倒しで交付をしております。

そして、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策３．５兆円の中でも、米価下落に対応した米の農家への補助金追加も明記されております。

本意見書案は米価だけが対象ですが、米だけではなくて農作物全般を対象に、農作物の下落時に農家の収入を補う収入保険制度の導入に向けた調査を進めております。

これは、公明党のかねてからの提案を具体化するものであります。この収入保険制度とは、米や野菜など全ての農作物を対象に、市場価格の下落で農家の収入が減少した場合に

減収分を補填するセーフティネットのことです。本年度から具体的な体制づくりへ着手しております。

現行では農業共済制度がありますが、農業共済は自然災害で収穫量が平年に比べて減った場合に共済金が支払われます。農家の経営安定に貢献していることは事実ですが、自然災害以外の違う要因での市場価格が下落した場合には運用はされません。対象品目も限定をされております。豊作貧乏の不安がないとも言えません。

その点、収入保険は、農家の経営全体に着目した新たな制度で、生産品目にも関係なく農家の収入を支えるための補償金を支払う仕組みであります。

公明党は農業改革の柱の一つに掲げ、農作物の価格下落による収入変動に対応した保険制度の導入を掲げてまいりました。

収入保険制度への今後の流れでございますが、本年度の2倍の予算を15年度につけて、調査検討を経て17年の通常国会に関連法案を提出をします。法律成立後、準備や周知徹底を経て新たな制度として開始をする予定であります。アメリカでは1996年から収入保険が実施をされておりますし、加入者も年々ふえております。フランスやスペイン、ギリシャも類似した制度を取り入れております。先ほど導入の流れを説明いたしましたけれども、1日も早い導入を要望する意味からも、本意見書案には意見を付して賛成とさせていただきます。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

本意見書案に賛成の立場から討論いたします。

安倍首相は、農業農村の所得倍増ということをやっております。ところが、農水省の営農類型別経営統計経営収支によりますと、2013年度で全農家の農業所得が132万1,000円からということで対前年比で2万6,000円減ってますが、稲作農家の場合には水田経営の場合で約年間53万8,000円、これも対前年比で9万も減ってます。今、稲作は大変な状態です。しかも、これは稲の値段が40年前の価格に戻ってるという、非常に重大な局面に立っておるわけであります。

こうした中で、一方ではミニマムアクセス米ということで、無関税の米が77万トンも日本に入ってきています。一方では過剰米を理由にしながら価格が下がっている中で、こうした新たな輸入米を入れている、しかも、TPPの中ではこれに上乗せして新たに20万トンの輸入までが計画をされています。

こうしたことは、稲作農家を含む全農家に多大な影響を及ぼします。農業は国民の命を守る最後の砦であります。こうしたところに、国が価格安定の施策をするというのは当然の義務だと思います。特に、日本の場合の食料自給率は、米があって初めて40%台です。これがなければもうとんでもない状態です。ですから、そういったところに国が当

然の施策をするということで、この意見書案には賛成をいたします。

以上であります。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

これにて討論を終結いたします。これより、意見書案第4号生産者米価暴落に対する緊急対策を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

全員起立であります。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第15．意見書案第5号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第15号、意見書案第5号集団的自衛権に対する閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないことを求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

意見書案第5号、集団的自衛権に対する閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないことを求める意見書案の提案説明をいたします。

集団的自衛権に対する憲法の解釈を変えた閣議決定が昨年7月1日に行われました。今後はその解釈を変えたことによる各法律の改定が行われようとしています。既に与党内では3月18日に大筋で合意したとの報道もなされています。

そしてその主な柱立ては、一つ目が、武力行使する米軍その他の軍隊の後方支援をいつでもどこでも、世界中のどこでもどんなケースでも可能にする自衛隊海外派兵の恒久法を制定する、それが第1番目であります。

2番目が、米国の戦争に参加する集団的自衛権行使の根拠を自衛隊法等に創設する。

3番目が、国連PKO、平和維持活動や他国領域内での治安維持活動のための派兵法制定をすることです。

まず問題なのが、いままでの政府が自衛隊の存在を合憲とするために、主張してきた全ての言い分をかなぐり捨てて、憲法の条文そのものを変えることもなく、価値観を同じくするものの集まりである閣議決定でこれを変え、それによって関連する法律の全てを変えようとしていることです。

一方、今回の集団的自衛権の行使容認については、共同通信の2月の調査でも、国民の

意識では「反対」というのと「時間をかけるべきだ」というのが7割を超えています。国民が望んでもいないものであります。

また、今の状態で各法の改悪が進みますと、戦後70年間戦前の反省のもとに守られてきた日本の軍事体制が大きく変化し、新たな死傷者が自衛隊員の中からも、あるいは民間人の中からも、国際テロ組織の標的という形で生まれることにもなりかねません。

このことは戦前の反省のもとに再出発をした日本の政治姿勢の大幅変更であり、国際社会からの孤立も免れません。

ところで、1994年北朝鮮の核開発疑惑が起こった際、米軍は韓国の反対をも押し切ってアジアに展開する米軍を全て日本の西日本に集結をさせ、一気に北朝鮮を壊滅させる作戦を実行しようとしていました。

このとき、日本政府には1,900の支援項目を要求しましたが、その作戦はきわどいところで中止となりました。この作戦を中止した最も大きな要因は日本が憲法上の立場からこの作戦に参加できないということからであり、作戦を変更して元大統領のカーター氏が作戦実行の前日に北朝鮮の当時の国家主席金日成氏と話し合うことによって、瀬戸際で戦争作戦は中止となりました。米紙ワシントンポストの元外交官担当記者ドン・オーバードファー氏によりますと、この時の戦闘では米軍5万1,000人韓国軍49万人の死傷者を想定した上での作戦だったということでもあります。

このことは、1997年に明らかにしたことで世に知れることとなりました。そして日本に要求した避難民の24時間受け入れ等のこの作戦計画は、いまだに生きているようで、リムパックの合同演習等でも避難民の腕章をつけての訓練が今でもやられています。

そのような国際環境の中で、日本が憲法の平和条項の解釈を変える今回のこの一連の動きが私たちにとって何を引き起こすかは、明白なことではないでしょうか。北朝鮮には十分な反撃能力があります。かつてのベトナムやイラクとは違います。このような危険な動きにつながる閣議決定は即刻破棄し、法整備等も取りやめることを望みます。

なお、自衛隊員に遺書を強要している事実がきょうの赤旗日刊紙には載っています。事態はここまで来ています。議員諸氏のご賛同を求めて提案説明を終わります。

以上であります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第5号については委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

討論なしと認めます。これより意見書案第5号集団的自衛権に対する閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないことを求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(堀田 英雄君)

可否同数であります。よって地方自治法第116条の規定により、議長によって本案に対する可否を裁決いたします。本案について議長は否決と裁決いたします。

日程第16. 会議録署名議員の指名

○議長(堀田 英雄君)

これより日程第16号、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第83条の規定により、議長において掛田るみ子さん及び安田明美さんを指名いたします。

○議長(堀田 英雄君)

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。よって、平成27年第1回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前11時19分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 堀 田 英 雄

議 員 掛 田 る み 子

議 員 安 田 明 美